

【 車いすの貸出しのご利用案内 】

藤枝市社会福祉協議会では、一時的に車いすを必要とする方に貸し出しをしています。

- ◆対象者
 - ・ 藤枝市内在住の方（施設に入所、病院に入院中は対象外）
 - ・ 病気やケガなどにより一時的に必要な方
 - ・ 旅行や買い物などの外出のため短期間利用したい方

- ◆貸出期間 最長 3 カ月

- ◆受付場所 藤枝市社会福祉協議会 福祉センターきすみれ
藤枝市岡部町内谷 1 4 0 0 - 1 TEL (0 5 4) 6 6 7 - 2 9 4 0

藤枝市社会福祉協議会 在宅福祉センター
藤枝市瀬戸新屋 8 3 番地の 6 TEL (0 5 4) 6 4 3 - 3 5 1 1

- ◆受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時（土日祝、年末年始を除く）

- ◆申込み 事務局に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ◆持ち物 印鑑

- ◆貸出料 無料

◆利用に際しての注意・お願い

1. 本会の車いすの貸出しは、一時的に使用する方を対象にしています。
(急に必要になった方に、一人でも多く貸出しができるようご協力ください。)
2. 車いすは多くの方にご利用いただくものです。次の方が気持ち良く利用できるように、使用にあたっては、汚れやサビ、破損等が生じないように注意してください。
3. 使用中の手入れ（パンク等修理）は、ご利用になる方の責任において行ってください。
(自己負担になります)なお、破損された場合には、修理費用をご負担いただくことがあります。
4. 車いすの貸出時のお届けや返却時の回収は行っておりません。
5. 借用期間中の事故等については、当会は一切の責任を負いません。

